

議案第 10 号

平成 25 年度鳩山町国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）

平成 25 年度鳩山町国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 80,886 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1,958,673 千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

平成 26 年 3 月 3 日提出

埼玉県比企郡鳩山町長

小 峰 孝



第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 国民健康保険税		447,866	32,264	480,130
	1 国民健康保険税	447,866	32,264	480,130
2 使用料及び手数料		1	70	71
	1 手数料	1	70	71
3 国庫支出金		371,077	△2,174	368,903
	1 国庫負担金	331,454	△2,174	329,280
4 療養給付費等交付金		49,404	14,106	63,510
	1 療養給付費等交付金	49,404	14,106	63,510
6 県支出金		153,145	677	153,822
	1 県負担金	10,396	677	11,073
7 共同事業交付金		239,313	△23,427	215,886
	1 共同事業交付金	239,313	△23,427	215,886
9 繰入金		58,725	59,188	117,913
	1 他会計繰入金	58,724	53,188	111,912
	2 基金繰入金	1	6,000	6,001
11 諸収入		3,225	182	3,407
	1 延滞金加算金及び過料	1,610	1,106	2,716
	4 雑入	1,613	△924	689
歳 入	合 計	1,877,787	80,886	1,958,673

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		12,802	△125	12,677
	1 総務管理費	4,806	△107	4,699
	2 徴税費	6,063	△323	5,740
	4 趣旨普及費	1,833	305	2,138
2 保険給付費		1,205,115	88,891	1,294,006
	1 療養諸費	1,068,548	86,861	1,155,409
	2 高額療養費	130,962	1,760	132,722
	4 出産育児諸費	4,203	420	4,623
	5 葬祭諸費	1,400	△150	1,250
3 後期高齢者支援金等		272,188	0	272,188
	1 後期高齢者支援金等	272,188	0	272,188
6 介護納付金		107,827	△480	107,347
	1 介護納付金	107,827	△480	107,347
7 共同事業拠出金		227,668	△6,480	221,188
	1 共同事業拠出金	227,668	△6,480	221,188
8 保健事業費		21,034	△1,020	20,014
	1 特定健康診査等事業費	14,524	△1,000	13,524
	2 保健事業費	6,510	△20	6,490
10 諸支出金		10,843	100	10,943
	1 償還金及び還付加算金	8,940	100	9,040

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
歳	出	1,877,787	80,886	1,958,673
合	計			

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括  
歳入

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
1 国民健康保険税	447,866	32,264	480,130
2 使用料及び手数料	1	70	71
3 国庫支出金	371,077	△2,174	368,903
4 療養給付費等交付金	49,404	14,106	63,510
6 県支出金	153,145	677	153,822
7 共同事業交付金	239,313	△23,427	215,886
9 繰入金	58,725	59,188	117,913
11 諸収入	3,225	182	3,407
歳入合計	1,877,787	80,886	1,958,673

歳出

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源			内訳 一般財源
				特定財源			
				国県支出金	地方債	その他	
1 総務費	12,802	△125	12,677	0	0	0	△125
2 保険給付費	1,205,115	88,891	1,294,006	△15,323	0	△7,620	111,834
3 後期高齢者支援金等	272,188	0	272,188	9,045	0	0	△9,045
6 介護納付金	107,827	△480	107,347	3,427	0	0	△3,907
7 共同事業拠出金	227,668	△6,480	221,188	758	0	△1,701	△5,537
8 保健事業費	21,034	△1,020	20,014	596	0	0	△1,616
10 諸支出金	10,843	100	10,943	0	0	0	100
歳出合計	1,877,787	80,886	1,958,673	△1,497	0	△9,321	91,704

2 歳 入

(款) 1 国民健康保険税

(項) 1 国民健康保険税

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1一般被保険者国民健康保険税	415,157	25,098	440,255	1医療給付費分現年課税分	17,955	○医療給付費分現年度分 一般被保険者の医療給付費分として、所得等算定基礎に基づき課税するもの 17,955
				2後期高齢者支援金分現年課税分	△4,641	○後期高齢者支援金分現年度分 一般被保険者の後期高齢者支援金分として、所得等算定基礎に基づき課税するもの △4,641
				3介護納付金分現年課税分	1,432	○介護納付金分現年度分 一般被保険者の介護納付金分として、所得等算定基礎に基づき課税するもの 1,432
				4医療給付費分滞納繰越分	8,550	○医療給付費分滞納繰越分 前年度より繰越される医療給付費の滞納分で、当年度に納税が見込まれるもの 8,550
				5後期高齢者支援金分滞納繰越分	795	○後期高齢者支援金分滞納繰越分 前年度より繰越される後期高齢者支援金の滞納分で、当年度に納税が見込まれるもの 795
				6介護納付金分滞納繰越分	1,007	○介護納付金分滞納繰越分 前年度より繰越される介護納付金の滞納分で、当年度に納税が見込まれるもの 1,007
2退職被保険者等国民健康保険税	32,709	7,166	39,875	1医療給付費分現年課税分	3,635	○医療給付費分現年度分 退職被保険者の医療給付費分として、所得等算定基礎に基づき課税するもの 3,635
				2後期高齢者支援金分現年課税分	1,193	○後期高齢者支援金現年度分 退職被保険者の後期高齢者支援金分として、所得等算定基礎に基づき課税するもの 1,193

## (款) 1 国民健康保険税

## (項) 1 国民健康保険税

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
				3介護納付金分現年課税分	1,370	○介護納付金現年度分 退職被保険者の介護納付金分として、所得等算定基礎に基づき課税するもの 1,370
				4医療給付費分滞納繰越分	904	○医療給付費分滞納繰越分 前年度より繰越される医療給付費の滞納分で、当年度に納税が見込まれるもの 904
				5後期高齢者支援金分滞納繰越分	25	○後期高齢者支援金分滞納繰越分 前年度より繰越される後期高齢者支援金の滞納分で、当年度に納税が見込まれるもの 25
				6介護納付金分滞納繰越分	39	○介護納付金滞納繰越分 前年度より繰越される介護納付金の滞納分で、当年度に納税が見込まれるもの 39
計	447,866	32,264	480,130			

## (款) 2 使用料及び手数料

## (項) 1 手数料

1督促手数料	1	70	71	1督促手数料	70	○保険税督促手数料 督促状を発した場合において、税条例に基づき徴収されるもの(過年度分のみ) 督促手数料：50円/件 70
計	1	70	71			



(款) 3 国庫支出金

(項) 1 国庫負担金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1療養給付費等負担金	321,058	△2,851	318,207	1現年度分	△2,851	○一般被保険者療養給付費分 一般療養給付費に対して交付されるもの 負担率：32/100 △15,323 ○介護納付金分 介護納付金に対して交付されるもの 負担率：32/100 3,427 ○後期高齢者医療費支援金分 後期高齢者支援金に対し交付されるもの 負担率：32/100 9,045
2高額医療費共同 事業負担金	8,500	379	8,879	1現年度分	379	○一般疾病分 標準高額医療費共同事業拠出金に対して交付されるもの 負担率：1/4 379
3特定健康診査等 負担金	1,896	298	2,194	1特定健康診査等 負担金	298	○特定健康診査等負担金 特定健診受診者数及び特定保健指導利用者数に応じて、 国が示す基準額により交付されるもの 負担率：1/3 298
計	331,454	△2,174	329,280			

(款) 4 療養給付費等交付金

(項) 1 療養給付費等交付金

1療養給付費等交 付金	49,404	14,106	63,510	1現年度分	14,106	○退職被保険者等療養給付費交付金 退職療養給付費に対し国保税退職医療分を控除して交付 されるもの 8,951 ○退職被保険者等療養給付費交付金（療養費分） 474
----------------	--------	--------	--------	-------	--------	--------------------------------------------------------------------------------------------------

## (款) 4 療養給付費等交付金

## (項) 1 療養給付費等交付金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
						退職療養費に対し国保税退職医療分を控除して交付されるもの ○退職被保険者等療養給付費交付金（高額療養費分） 4,681 退職高額医療費に対し国保税退職医療分を控除して交付されるもの
計	49,404	14,106	63,510			

## (款) 6 県支出金

## (項) 1 県負担金

1高額医療費共同 事業負担金	8,500	379	8,879	1現年度分	379	○一般疾病分 379 標準高額医療費拠出金に対して交付されるもの 負担率：1/4
2特定健康診査等 負担金	1,896	298	2,194	1特定健康診査等 負担金	298	○特定健康診査等負担金 298 特定健診受診者数及び特定保健指導利用者数に応じて、 県が示す基準額により交付されるもの 負担率：1/3
計	10,396	677	11,073			

## (款) 7 共同事業交付金

## (項) 1 共同事業交付金

1共同事業交付金	42,696	4,243	46,939	1共同事業交付金	4,243	○高額医療費共同事業交付金 4,243 一般被保険者の高額医療費が1件80万円を超える額に 対する交付金
----------	--------	-------	--------	----------	-------	------------------------------------------------------------

(款) 7 共同事業交付金

(項) 1 共同事業交付金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
2保険財政共同安定化事業交付金	196,617	△27,670	168,947	1共同事業交付金	△27,670	○保険財政共同安定化事業交付金 レセプト1件10万円以上の医療費に対し市町村間の財源により費用負担を調整し交付されるもの
計	239,313	△23,427	215,886			

(款) 9 繰入金

(項) 1 他会計繰入金

1一般会計繰入金	58,724	53,188	111,912	1保険基盤安定繰入金	△985	○保険基盤安定繰入金 保険税の軽減の対象となった一般被保険者に応じて、繰り入れるもの	△985
				3財政安定化支援事業繰入金	4,173	○財政安定化支援事業繰入金 国保財政の健全化及び保険税負担の平準化に資するための繰入れ	4,173
				4その他一般会計繰入金	50,000	○事務費等繰入金 国民健康保険の事務の執行に要する経費の繰入れ	50,000
計	58,724	53,188	111,912				

(款) 9 繰入金

(項) 2 基金繰入金

1財政調整基金繰入金	1	6,000	6,001	1財政調整基金繰入金	6,000	○基金繰入金	6,000
計	1	6,000	6,001				

## (款)11 諸 収 入

## (項) 1 延滞金加算金及び過料

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1一般被保険者延滞金	1,606	1,106	2,712	1延滞金	1,106	○一般被保険者保険税延滞金 保険税納付期限からの延滞に伴い納付されるもの
計	1,610	1,106	2,716			

## (款)11 諸 収 入

## (項) 4 雑 入

1一般被保険者第三者納付金	800	△700	100	1第三者納付金	△700	○一般被保険者損害賠償金 給付事由が第三者の不法行為によって生じた場合に納付されるもの	△700
3一般被保険者返納金	10	61	71	1返納金	61	○一般被保険者不当利得返納金 偽りその他不正行為により保険給付を受けた時の返納金	61
5雑入	801	△285	516	1雑入	△285	○雑入 療養費等の支給に係る国が支払う一部負担金等の一部相当額	△285
計	1,613	△924	689				

(款) 1 総務費

(項) 1 総務管理費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明	
				特定財源			一般財源	区分	金額		
				国 支 出	県 金	地方債					その他
1一般管理費	4,476	△107	4,369				△107	9 旅 費	△11	普通旅費	△11
								12 役 務 費	△38	通信運搬費	△38
								13 委 託 料	△58	国保連合会共同電算委託料	△58
計	4,806	△107	4,699				△107				

(款) 1 総務費

(項) 2 徴 税 費

1賦課徴収費	6,062	△323	5,739				△323	12 役 務 費	△37	手数料	△37
								13 委 託 料	△286	総合行政情報システム国保事務電 算処理委託料	△286
計	6,063	△323	5,740				△323				

(款) 1 総 務 費

(項) 4 趣旨普及費

1趣旨普及費	1,833	305	2,138				305	12 役 務 費	305	通信運搬費	305
計	1,833	305	2,138				305				

## (款) 2 保険給付費

## (項) 1 療養諸費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明			
				特定財源			一般財源	区分		金額		
				国 支 出 金	県 地 方 債	そ の 他						
1一般被保険者療養給付費	981,143	86,947	1,068,090	△12,840		△25,969	125,756	19 負担金、補助及び交付金	86,947	負担金 一般被保険者療養給付費負担金	86,947	
				(国) 一般被保険者療養給付費分 △15,323								
				(県) 普通調整交付金		2,483						
				(諸) 保険財政共同安定化事業交付金		△25,969						
2退職被保険者等療養給付費	62,800	0	62,800			12,044	△12,044					
				(諸) 退職被保険者等療養給付費交付金		8,951						
				(諸) 退職被保険者等療養給付費交付金(療養費分)		74						
				(諸) 退職被保険者等療養給付費交付金(高額療養費分)		3,019						

(款) 2 保険給付費

(項) 1 療養諸費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国 支 出 金	県 地 方 債	そ の 他				
4退職被保険者等療養費	1,236	0	1,236			400	△400			
				(諸) 退職被保険者等療養給付費 交付金(療養費分) 400						
5審査支払手数料	3,569	△86	3,483				△86	13 委託料	△86	診療報酬審査支払手数料 △86
計	1,068,548	86,861	1,155,409	△12,840		△13,525	113,226			

(款) 2 保険給付費

(項) 2 高額療養費

1一般被保険者高額療養費	123,056	1,760	124,816	△2,483		4,243		19 負担金、補助及び交付金	1,760	負担金 1,760 一般被保険者高額療養費負担金
				(県) 普通調整交付金		△2,483				
				(諸) 高額医療費共同事業交付金		4,243				
2退職被保険者等高額療養費	7,705	0	7,705			1,662	△1,662			
				(諸) 退職被保険者等療養給付費 交付金(高額療養費分)						

## (款) 2 保険給付費

## (項) 2 高額療養費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				特定財源			一般財源	区分	金額	
				国 支 出	県 金	地方債 その他				
						1,662				
計	130,962	1,760	132,722	△2,483		5,905	△1,662			

## (款) 2 保険給付費

## (項) 4 出産育児諸費

1 出産育児一時金	4,200	420	4,620				420	19 負担金、補助及び交付金	420	補助金 出産育児一時金	420
計	4,203	420	4,623				420				

## (款) 2 保険給付費

## (項) 5 葬祭諸費

1 葬祭費	1,400	△150	1,250				△150	19 負担金、補助及び交付金	△150	補助金 葬祭費	△150
計	1,400	△150	1,250				△150				



(款) 3 後期高齢者支援金等

(項) 1 後期高齢者支援金等

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国 支出	県 金	地方債				
1後期高齢者 支援金	272,166	0	272,166	9,045			△9,045			
				(国) 後期高齢者医療費支援金分 9,045						
計	272,188	0	272,188	9,045			△9,045			

(款) 6 介護納付金

(項) 1 介護納付金

1介護納付金	107,827	△480	107,347	3,427			△3,907	19 負担金、補 助及び交付 金	△480	負担金 介護給付費納付金	△480
				(国) 介護納付金分 3,427							
計	107,827	△480	107,347	3,427			△3,907				

(款) 7 共同事業拠出金

(項) 1 共同事業拠出金

1共同事業医 療費拠出金	34,141	1,378	35,519	758			620	19 負担金、補 助及び交付 金	1,378	負担金 共同事業医療費拠出金	1,378
				(国) 一般疾病分 379							

## (款) 7 共同事業拠出金

## (項) 1 共同事業拠出金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国 支出	県 金	地方債 その他				
				(県) 一般疾病分		379				
4保険財政共同安定化事業拠出金	193,524	△7,858	185,666			△1,701	△6,157	19 負担金、補助及び交付金	△7,858	負担金 保険財政共同安定化事業拠出金 △7,858
計	227,668	△6,480	221,188		758	△1,701	△5,537			

## (款) 8 保健事業費

## (項) 1 特定健康診査等事業費

1特定健康診査等事業費	14,524	△1,000	13,524	596			△1,596	13 委託料	△1,000	特定健康診査等業務委託料 △1,000
				(国) 特定健康診査等負担金		298				
				(県) 特定健康診査等負担金		298				
計	14,524	△1,000	13,524	596			△1,596			